



- ① 類似業務の経験 48 点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 8 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	廃棄物最終処分場管理（福岡方式）に係る各種業務
対象国・地域又は類似地域	全世界
語学の種類	英語（西語ができることが望ましい。）

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし。ペルー入国に際しては、搭乗 14 日前までに新型コロナワクチン接種を完了したことを証明する証明書のほか、搭乗前 72 時間以内に発行された PCR 検査陰性証明書が必要。また、事前にペルー入管 HP より誓約書を登録する必要がある。

## 6. 業務の背景

多くの開発途上国では、人口増加と都市化の進展に伴い廃棄物発生量も増加の一途にある。しかし廃棄物管理体制が未整備のため、未収集または投棄された廃棄物が都市衛生の悪化や感染症の拡大を引き起こすリスクとなっているほか、収集されたごみの大半が無秩序に埋め立てられた結果、最終処分場の残余容量の逼迫も深刻な問題となっている。

ペルー共和国（以下ペルー）においても、全国の衛生埋立処分場 57 箇所で処理されている廃棄物は 2019 年度時点で総発生量の 55.7%にとどまっており、処分場の不適切な管理に起因する周辺環境の悪化が深刻な問題となっている。ペルー政府は 2030 年を目標年として策定中の「国家環境政策 (Política Nacional del Ambiente al 2030)」において、「廃棄物の適切な処理」を優先目標として掲げていることから、JICA は円借款事業「固形廃棄物処理事業フェーズ I」（フェーズ I：2012 年 L/A 調印）を通じ同国内 23 都市において埋立処分場建設を支援しており、このうち 20 箇所は地理的・気候的条件が異なる環境下で準好気性埋立構造を用いた福岡方式埋立処分場の導入、維持管理が行われている。

福岡方式は空気を埋立層内に流入させて好氣的雰囲気を保つことによって、浸出水の浄化、悪臭の発生抑制、メタンガスの発生抑制、埋立地の早期安定化を実現できる。また、途上国で現地調達可能な資材を用いて施工が可能であることから、近年、世界各国からの支援ニーズが増加している。一方で、同方式の埋立処分場を長期間にわたり安定的に運営するためには、適切な建設、維持管理計画はもちろんのこと、自立的な管理体制が維持され、技術ノウハウが継承されていくことが不可欠であるが、その国の人材や組織体制、技術ノウハウや予算不足な

ど様々な課題が予見される。

本業務では、ペルーで実施中の円借款事業を題材として、建設計画のレビューや建設サイトの踏査を通じ、福岡方式処分場の設計、施工及び維持管理における実態と課題を把握し、改善策を検討の上、福岡方式の普及拡大に資する課題や教訓をまとめ、ペルー国内における今後の案件形成や既往案件の改善につなげる。また、同一国内に 20 箇所の福岡方式処分場を導入した事例は他国に類を見ないことから、本業務でとりまとめたペルー国内での課題や教訓は、他国での福岡方式処分場の導入・維持管理にも資する内容となることが期待される。

## 7. 業務の内容

本業務の従事者は、技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、JICA 地球環境部が調査団員として派遣する職員等と連携し、担当分野に係る情報収集と技術支援を行う。

なお、具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2022 年 2 月上旬～中旬）
  - ① 関連報告書等の資料・情報を収集・分析し、業務の背景と内容を把握する。
  - ② JICA 地球環境部及びペルー事務所（以下「JICA」と総称する。）と協議のうえ、現地踏査を行う候補地を選定する（5 か所程度を想定）。
  - ③ ペルー側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票及び技術指導計画（案）を和文にて作成し、JICA に提出して承認を得る。
  - ④ JICA が開催する対処方針会議に出席し、担当業務に関する説明を行う。
- (2) 現地業務期間（2022 年 2 月中旬～2022 年 2 月下旬）
  - ① 現地調査開始時に、C/P 機関等に調査計画を説明の上、現地派遣期間中の工程、業務の方針について合意する。
  - ② 国内準備期間に選定した埋立処分場を踏査し、現状を把握のうえ、課題や教訓、好事例を確認する。具体的には以下のとおり。
    - (a) 埋立処分場の状況（サイトの概況、設計・計画内容と現状の差異、埋立技術、浸出水への対応等）
    - (b) 資機材等の維持管理状況（機材・重機の稼働状況、メンテナンス体制等）
    - (c) 運営維持管理を担う組織体制（人材配置、個人・組織レベルの能力、研修・人材育成制度等）
    - (d) 導入・維持管理における問題の発生及び対応状況
    - (e) 地理や気候条件等、各サイトの特性に応じた留意点や必要となる技術的ノウハウ
  - ③ 上記②の情報収集結果に基づき、技術指導のニーズを特定し、実施方法を検討する。
  - ④ JICA が指定した埋立処分場において、技術指導（重機運用のデモンストラーションを含む）を行う。
  - ⑤ 上記①から④の結果を踏まえ、適切な福岡方式の導入・維持管理のため

- の提言をとりまとめ、JICA が開催する現地セミナーにおいて共有する。
- ⑥ 現地業務の結果を JICA ペルー事務所に報告する。

(2) 帰国後整理期間 (2022 年 3 月上旬)

- ① JICA が開催する帰国報告会、国内打合せに参加し、調査結果を報告する。
- ② 調査結果を踏まえ、ペルー国内および他国で福岡方式処分場の導入・維持管理を支援するうえでの留意点、必要な技術的ノウハウ等を整理して報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書 (電子データ)

2022 年 3 月 4 日(金)までに提出。

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書 (和文) の電子データを提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約 (単独型) に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_202103.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf)

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。  
航空経路は、日本⇒米国 (ダラス等) ⇒リマ⇒米国 (ダラス等) ⇒日本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 2 月 12 日～2 月 28 日を予定しています。

JICA の調査団員の一部は本業務従事者と同時に業務を開始し、同時に業務を終える予定です。

2021 年 12 月時点では、ペルー入国に際しての隔離措置は必要ありませ

ん。

2021年12月時点では、日本帰国時には検疫所指定の宿泊施設で6日間の隔離の後、入国後14日目まで自宅等での待機が必要です。隔離期間中には遠隔で業務を実施いただく予定です。

現地業務期間の全日程で日・西語の通訳を備上する予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタント及び JICA 地球環境部が派遣する職員等（廃棄物管理分野）を想定します。

(2) 便宜供与内容

JICA ペルー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舍手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上：あり（日・西）
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(3) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・「The preparatory survey on solid waste management program in the Republic of Peru : final report」  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12031761.pdf>
- ・「The preparatory survey on solid waste management program in the Republic of Peru : final report ; Vol.2.」  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000256900.html>

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル : 「配付依頼 : 情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(4) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ペルー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上